平城宮・平城京出土の木簡

平城宮跡発掘調査部

1980年度の平城宮および京跡の調査において木簡が出土したのは，宮の南面東門前の二条大路北側溝(第122次)，東院西辺地区(第128次)，法華寺西南部(第123—4次)，東二坊坊間大路西側溝(第123—26次)等である。ここでは主なものを紹介することとし，釈文の詳細については『平城宮跡発掘調査出土木簡概報㈣』に譲る。なお，1978・79年度の木簡出土状況を参考のために別表に掲げる。

調査次数	調査地区	点数	調査年月
110次	6ALF	66	1978. 6—11
111次	6ABG・BH BT・BU	24	1978. 4— 7
117次	6ABQ	1	1979. 10—12
118—8次	6AFJ	18	1979. 7— 8
118—22次		2	1979. 12
118—23次	6AFI-R	19	1979. 12
121次	6AFI	38	1980. 1
118—30次	6BFK	1	1980. 2
120次	6ALF	108	1980. 1— 5
122次	6AAY	146	1980. 3— 7
123—2次	6AGF	1	1980. 4
123—4次	6BFK	45	1980. 4— 5
123—23次	6ASI	5	1980. 11—12
123—26次	6ALH	18	1980. 12
125次	6AIM	8	1980. 11—1981. 1

木簡出土状況

二条大路北側溝出土木簡(第122次調査)　南面東門前の二条大路北側溝（SD1250）からは計146点出土した。この側溝は，門基壇前面部分について後に下層の堆積を除去しないまま埋め立てられ，門の東・西端で止る浅い素掘り溝SD9450・9452となる。木簡はSD1250から出土した。SD1250からは200点以上の木製人形が出土しており，六月・十二月の晦に朱雀門付近でおこなわれた大祓との関係が連想されるが，木簡には特定の年中行事と関連づけらるものはない。SD1250が二条大路北側溝として機能していた時期を知ることができる，年紀を有する木簡には次のようなものがある。

(表)「天平四年」　(裏)「四年」，　(表)「天平六年」　(裏)「□□□坊」

また郷里制施行時期（霊亀元年～天平十二年）の付札としては，

「□□国賀茂郡□□郷三和里」（磨カ）

「備前国上道郡安度郷立原里 大部□□足三斗 同得□ 三斗 并六斗」

「□小野里
□□庸米六斗」

などがある。郡郷制によるものとしては，「益珠郡馬道郷石辺玉足」，「但馬国養父郡賀母郷白米五斗」などあるが，郷里制のものとの層位の差はみられない。

文書様の木簡には次のようなものがある。

□□　□□
「□奴大魚之自家尓浪人集令住事問給申久□□」

(表)「造兵司移衛門府 大橋并桙事 以前等物修理已訖宜」　(裏)「承状知以今日令運仍具状以移
天平三年十二月廿日従七位上行大令史葛井連『□足』」

(表)「内侍高田丹比門出八日多治□」　(裏)「□□□□□□□□□□□□□□□□」

「奴大魚」木簡については，奴が奴婢の奴なのかあるいは自分を卑下しているのかの違いに

よって内容の理解のしかたは大きく変る。「奴」の上の一字は片仮名のエの如き残画が認められるのであるいは卑称の「主奴」とも考えられる。助詞を小さく漢字で表記していること，浪人を自家に住まわせたことを問責されているらしいことなど，文体・内容ともに興味を引く。衛門府に充てた造兵司の移は表裏で文章が完結する。公式令移式条の義解によれば「凡被レ管者。不レ得二以レ移直向二他司一。皆先申レ所レ管。々レ々更修レ移向二他司一」とあって，兵部省被管の造兵司が衛門府に対して直接移を発することはできない。また署名をした官人も大令史一人だけで略式のように見うけられる。三番目のものは中央から割られており，右半分の墨痕からこのように釈読した。丹比門はこの木簡が出土した壬生門とは正反対の北面東門にあたる。門号を記したものには「伴門□〔籍カ〕」と記した断片も見つかっている。

「右五人進二階正八位下」　「五」以下の９文字は墨線で消されている。側面上方には孔が貫通し，右五人と記されているので，この種の木札を何枚か横に連ねたかと思われる。第32次調査においても宮の東南角から役人の勤務評定をおこなった考課木簡が多量に出土していることでこの近くに式部省の存在が予想される。

以上に紹介した他にも次のようなものがある。

(表)「大膳職宮人県加利禄雉二匹布八端」　(裏)「六月四日　□□□〔近 石カ〕」

(表)「謹解故請 □ □ □　先日受食米」　(裏)「□□□□□□□□〔会 所 得カ〕」

「大伴」

「捄割鮑六斤」

(表)「女女依□死□〔廿カ〕」　(裏)「　重病受死」

最後に掲げた釈文は人形の表裏に記したものである。

法華寺西南隅出土木簡（第123―４次）　調査地は法華寺と阿弥陀浄土院との境界位置にあたる。木簡は東西溝から43点，池から１点出土した。兵衛と借銭関係のものが含まれていた。

「狛首乙山謹解申」，　(表)「兵衛狛弟山乙乙乙乙」　(裏)「　□」

(表)「□□十二箇月利本□弐拾□□□」　(裏)「□」

(表)「　□　□
□　山部□□〔銭カ〕　大角」　(裏)「　合＋□□〔二カ〕」

東二坊坊間大路西側溝出土木簡（第123―26次）　左京二条二坊五坪の東北隅の東二坊々間大路西側溝から合計18点出土した。そのうちで注目されるのは伊勢国安濃郡からの神亀四年（727）の年紀をもつ調銭につけられた荷札である。調の銭納は和銅五年十二月に始り，貢納地域は初め京と畿内諸国，のち養老六年九月に畿内周辺国に拡大された。これまで平城宮では天平元年の越前国大野郡と播磨国佐用郡および年紀を欠くが大和国高市郡からの調銭荷札三点が見つかっている。（木簡2079号，2080号，『平城宮跡出土木簡概報㈢』）

(表)「伊勢国安濃郡長屋郷甲可石前調銭壱貫」

(裏)「　神亀四年十月　」

（清田　善樹）